

協議運賃分科会規程の改正について

1 改正理由

協議運賃分科会の開催にあたって、関係者の負担軽減及び生産性向上を目的として、その開催を必要としない場合の基準が示されたことから、本協議会の協議運賃分科会においても同様の開催基準を採用することとし、協議運賃分科会の開催の合理化を図ろうとするものです。

前橋市地域公共交通活性化協議会

交通計画に関すること

運行形態に関すること

協議運賃分科会

運賃・料金に関すること

2 改正内容

協議運賃分科会規程の会議開催に係る規定について、以下の条文を追加します。

改 正 案	現 行
<p>(会議)</p> <p>第5条 1～5 省略</p> <p><u>6 次に掲げる軽微な事案が発生した場合には、 本分科会を開催しなくとも協議が成立したも のとみなす。</u></p> <p><u>(1) 均一制運賃を適用する路線(系統)におい て、系統変更を伴う停留所の新設、変更、路線 の付け替えや一部延伸があった場合(競合する 路線がある場合又は路線延長により当該路線 が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除 く。)であっても、運賃額に変更がない場合</u></p> <p><u>(2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を 実施する場合</u></p> <p><u>(3) 工事等により一時的に路線等を変更する 場合</u></p> <p><u>(4) 新たな決済手段を追加する場合</u></p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 1～5 省略</p>

3 改正日

令和7年10月1日

4 添付書類

- (1) 協議運賃分科会規程（案）
- (2) 道路運送法第9条第4条に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

前橋市地域公共交通活性化協議会 協議運賃分科会規程(案)

令和7年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、前橋市地域公共交通活性化協議会第12条第2項の規定に基づき、前橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の協議運賃分科会（以下「本分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 本分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等について協議する。

(組織等)

第3条 本分科会は、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者であつて、協議会の会長が指名する者で構成する。

(会議)

第4条 本分科会は、協議会の会長が招集し、前橋市交通政策課長がその分科会長となる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、本分科会を代表する。
- 3 本分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 本分科会の議事は、出席した分科会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長が決するものとする。
- 5 分科会長が特に必要と認めた場合、事案の概要を記載した書面を分科会員に送付し、意見の聴取及び賛否の確認を行い、その結果をもって本分科会の議決に代えることができる。
- 6 次に掲げる軽微な事案が発生した場合には、本分科会を開催しなくとも協議が成立したものとみなす。
 - (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設、変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合又は路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）であっても、運賃額に変更がない場合
 - (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - (3) 工事等により一時的に路線等を変更する場合
 - (4) 新たな決済手段を追加する場合

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、本分科会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

写

事務連絡
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

